

議 案 第 4 0 号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年6月7日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項金額の欄中「50,000円」を「51,000円」に、「71,000円」を「72,000円」に、「352,000円」を「353,000円」に、「682,000円」を「683,000円」に改め、同表3の項金額の欄中「13,000円」を「13,000円（小荷物専用昇降機については、6,000円）」に、「8,000円」を「8,000円（小荷物専用昇降機については、5,000円）」に改め、同表5の項金額の欄中「267,000円」を「268,000円」に、「527,000円」を「528,000円」に改め、同表6の項金額の欄中「20,000円」を「20,000円（小荷物専用昇降機については、13,000円）」に改め、同表8の項金額の欄中「73,000円」を「74,000円」に、「550,000円」を「551,000円」に改め、同表9の項金額の欄中「49,000円」を「50,000円」に、「262,000円」を「263,000円」に、「522,000円」を「523,000円」に改める。

別表第2の1の項金額（1件につき）の欄中「135,000円」を「136,000円」に改める。

0円」に改め、同表9の項金額（1件につき）の欄中「200,000円」を「201,000円」に改め、同表29の項金額（1件につき）の欄中「135,000円」を「136,000円」に改め、同表31の項及び32の項金額（1件につき）の欄中「88,000円」を「89,000円」に改め、同表33の項及び34の項金額（1件につき）の欄中「269,000円」を「271,000円」に改め、同表35の項金額（1件につき）の欄中「88,000円」を「89,000円」に改め、同表36の項及び37の項金額（1件につき）の欄中「269,000円」を「271,000円」に改め、同表42の項金額（1件につき）の欄中「135,000円」を「136,000円」に改め、同表45の項金額（1件につき）の欄中「11,700円」を「12,800円」に、「23,000円」を「25,100円」に、「37,900円」を「41,400円」に、「67,700円」を「73,300円」に、「102,400円」を「111,700円」に、「164,100円」を「179,000円」に、「256,400円」を「280,900円」に、「313,800円」を「344,400円」に、「17,700円」を「19,600円」に、「39,000円」を「43,200円」に、「61,700円」を「68,500円」に、「114,900円」を「126,900円」に、「183,300円」を「203,500円」に、「303,900円」を「337,600円」に、「527,700円」を「588,200円」に、「717,700円」を「801,100円」に、「51,300円」を「56,500円」に、「120,700円」を「133,100円」に、「192,500円」を「212,200円」に、「385,700円」を「424,900円」に、「677,100円」を「746,900円」に、「1,162,200円」を「1,282,300円」に、「2,126,300円」を「2,347,900円」に、「3,025,900円」を「3,342,400円」に、「15,100円」を「16,900円」に、「28,200円」を「31,500円」に、「47,500円」を「53,200円」に、「75,100円」を「84,100円」に、「127,000円」を「142,100円」に、「203,200円」を「227,400円」に、「341,300円」を「382,000円」に、「428,600円」を「479,500円」に、「73,600円」を「82,400円」に、「172,800円」を「193,500円」に、「276,400円」を「309,600円」に、

「545,900円」を「611,400円」に、「977,500円」を「1,094,900円」に、「1,680,500円」を「1,882,300円」に、「3,109,100円」を「3,482,500円」に、「4,443,000円」を「4,976,500円」に改め、同表47の項金額（1件につき）の欄中「200,000円」を「201,000円」に改め、同表49の項金額（1件につき）の欄中「5,500円」を「6,100円」に、「10,800円」を「11,900円」に、「18,200円」を「20,100円」に、「30,100円」を「33,200円」に、「50,300円」を「55,500円」に、「89,900円」を「99,300円」に、「142,700円」を「157,600円」に、「181,400円」を「200,400円」に、「195,200円」を「215,600円」に、「10,700円」を「11,800円」に、「29,700円」を「32,800円」に、「88,300円」を「97,500円」に、「139,600円」を「154,200円」に、「176,200円」を「194,600円」に、「220,200円」を「243,200円」に、「37,800円」を「41,700円」に、「76,000円」を「83,900円」に、「106,900円」を「118,000円」に、「150,300円」を「166,000円」に、「215,900円」を「238,400円」に、「309,700円」を「342,100円」に、「420,400円」を「464,300円」に、「552,100円」を「609,800円」に、「649,400円」を「717,300円」に、「119,900円」を「132,300円」に、「197,500円」を「218,100円」に、「307,300円」を「339,500円」に、「394,500円」を「435,800円」に、「471,400円」を「520,700円」に、「549,100円」を「606,500円」に、「264,300円」を「291,700円」に、「420,900円」を「464,900円」に、「598,800円」を「661,500円」に、「734,300円」を「811,200円」に、「865,500円」を「956,100円」に、「987,800円」を「1,091,200円」に、「105,500円」を「105,600円」に、「176,500円」を「176,800円」に、「285,600円」を「286,100円」に、「372,900円」を「373,500円」に、「448,000円」を「448,700円」に、「525,500

円」を「526,400円」に改め、同表51の項金額（1件につき）の欄中「52,100円」を「52,200円」に、「123,200円」を「123,400円」に、「182,200円」を「182,500円」に、「225,000円」を「225,400円」に、「278,300円」を「278,800円」に、「444,700円」を「445,500円」に、「634,600円」を「635,600円」に、「781,600円」を「782,900円」に、「923,800円」を「925,300円」に、「1,053,900円」を「1,055,600円」に、「45,700円」を「45,800円」に、「115,200円」を「115,300円」に、「173,300円」を「173,600円」に、「215,300円」を「215,700円」に、「267,000円」を「267,500円」に、「176,500円」を「176,800円」に、「285,600円」を「286,100円」に、「372,900円」を「373,500円」に、「448,000円」を「448,700円」に、「525,500円」を「526,400円」に改め、同表54の項事務の欄中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項金額（1件につき）の欄第1号ア中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同号ア（ア）中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同号ア（ア）a中「5,500円」を「6,100円」に改め、同号ア（ア）b（a）i中「5,500円」を「6,100円」に改め、同号ア（ア）b（a）ii中「10,700円」を「11,900円」に改め、同号ア（ア）b（a）iii中「22,300円」を「24,900円」に改め、同号ア（ア）b（a）iv中「49,500円」を「55,300円」に改め、同号ア（ア）b（a）v中「88,600円」を「99,000円」に改め、同号ア（ア）c（a）中「10,600円」を「11,800円」に改め、同号ア（ア）c（b）中「29,300円」を「32,800円」に改め、同号ア（ア）c（c）中「87,100円」を「97,500円」に改め、同号ア（ア）c（d）中「137,700円」を「154,200円」に改め、同号ア（ア）c（e）中「173,800円」を「194,600円」に改め、同号ア（ア）c（f）中「217,100円」を「243,200円」に改め、同号ア（イ）a（a）中「37,300円」を「41,700円」に改め、同号ア（イ）a（b）中「41,600円」を「46,600円」に改め、同号ア（イ）b（a）i中「37,300円」を「41,700円」に改め、同号ア（イ）b（a）ii

中「41, 600円」を「46, 600円」に改め、同号ア(イ) b(a) iii中「75, 000円」を「83, 900円」に改め、同号ア(イ) b(a) iv中「124, 900円」を「139, 800円」に改め、同号ア(イ) b(a) v中「212, 700円」を「238, 200円」に改め、同号ア(イ) b(a) vi中「305, 300円」を「341, 700円」に改め、同号ア(イ) c(a) i中「246, 000円」を「275, 600円」に改め、同号ア(イ) c(a) ii中「397, 700円」を「445, 500円」に改め、同号ア(イ) c(a) iii中「567, 500円」を「635, 600円」に改め、同号ア(イ) c(a) iv中「698, 900円」を「782, 900円」に改め、同号ア(イ) c(a) v中「826, 100円」を「925, 300円」に改め、同号ア(イ) c(a) vi中「942, 400円」を「1, 055, 600円」に改め、同号ア(イ) c(b) i中「94, 300円」を「105, 600円」に改め、同号ア(イ) c(b) ii中「157, 900円」を「176, 800円」に改め、同号ア(イ) c(b) iii中「255, 400円」を「286, 100円」に改め、同号ア(イ) c(b) iv中「333, 400円」を「373, 500円」に改め、同号ア(イ) c(b) v中「400, 600円」を「448, 700円」に改め、同号ア(イ) c(b) vi中「470, 000円」を「526, 400円」に改め、同号イ中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同表55の項事務の欄中「第31条第1項」を「第36条第1項」に改め、同表56の項事務の欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項金額(1件につき)の欄中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、「第30条第1項」を「第35条第1項」に、「5, 500円」を「6, 100円」に、「10, 700円」を「11, 900円」に、「22, 300円」を「24, 900円」に、「49, 500円」を「55, 300円」に、「88, 600円」を「99, 000円」に、「10, 600円」を「11, 800円」に、「29, 300円」を「32, 800円」に、「87, 100円」を「97, 500円」に、「137, 700円」を「154, 200円」に、「173, 800円」を「194, 600円」に、「217, 100円」を「243, 200円」に、「37, 300円」を「41, 700円」に、「41, 600円」を「46, 600円」に、「19, 200円」を「21, 500円」に、「20, 700円」を「23, 100円」に、「75, 000円」を「83, 900円」に、「124, 900円」を「13

9,800円」に、「212,700円」を「238,200円」に、「305,300円」を「341,700円」に、「35,900円」を「40,200円」に、「62,100円」を「69,400円」に、「112,300円」を「125,700円」に、「170,200円」を「190,400円」に、「246,000円」を「275,600円」に、「397,700円」を「445,500円」に、「567,500円」を「635,600円」に、「698,900円」を「782,900円」に、「826,100円」を「925,300円」に、「942,400円」を「1,055,600円」に、「94,300円」を「105,600円」に、「157,900円」を「176,800円」に、「255,400円」を「286,100円」に、「333,400円」を「373,500円」に、「400,600円」を「448,700円」に、「470,000円」を「526,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

提案理由

建築関係手数料の額を改定するため、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。